

# 仲 裁 合 意

仲裁合意とは、紛争の解決を第三者の仲裁に委ね、裁判所への訴訟提起はしないことを約する当事者間の契約です。

したがって、審査会に仲裁を申請するには、当事者間に審査会の仲裁に付する旨の仲裁合意があることが必要ですので、それを証するため、次のいずれかの書類を提出して下さい。

- a 請負契約締結の際に仲裁合意書又は工事請負契約約款により仲裁合意をした場合  
..... 当該仲裁合意書又は工事請負契約約款
- b 紛争が生じた後に当事者双方が仲裁を申請することに合意した場合  
..... 次の記載例のような仲裁合意書

(仲裁合意書の例)

仲 裁 合 意 書	
工事名	〇〇工事
工事場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号
	住 所 〇〇〇〇〇
注文者	〇〇 〇〇
	住 所 〇〇〇〇〇〇〇
請負人	〇〇建設株式会社
	代表取締役 〇〇 〇〇
平成〇年〇〇月〇〇日付けで締結した上記工事の請負契約に関する紛争を、建設業法による〇〇建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服します。	
平成 年 月 日	
	注 文 者 〇〇 〇〇 印
	請 負 人 〇〇建設株式会社
	代表取締役 〇〇 〇〇 印